

平成 21 年 第 2 回

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 21 年第 2 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会 定例会会議録

目 次

招集告示	1
議員出席表	2
説明員出席者	3
議会事務局職員出席者	3
提出議案一覧表	4
◎ 議事日程（8月24日）	5
開会宣告	6
日程第 1 会議録署名議員の指名について	6
諸般の報告	6
広域連合長のあいさつ	7
日程第 2 議席の指定について	8
日程第 3 会期の決定について	8
日程第 4 から日程第 8 までについて	
議案第 14 号から議案第 16 号まで、認定第 1 号、	
議員提出議案第 4 号	9
上程及び提案理由説明	9
1 広域連合長 提案理由説明	9
2 事務局長 提案理由説明	10
3 高木 将君 提案理由説明	19
日程第 9 議案質疑及び一般質問	
1 鈴木貞夫君 質疑及び一般質問	20
日程第 10 討論及び表決について	
1 鈴木貞夫君 討論	24
2 表決	25
日程第 11 閉会中所管事務調査について	25
閉会宣告	26
会議録署名	27
参考資料 議案等審議結果一覧表	29
議案等質疑及び討論通告一覧表	30
上程議案等	33

平成21年 第2回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

写

茨城県後期高齢者医療広域連合告示第 43 号

平成 21 年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、下記のとおり招集する。

平成 21 年 8 月 10 日

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

記

- 1 日 時 平成 21 年 8 月 24 日 午後 1 時
- 2 場 所 水戸市笠原町 978 番 26
茨城県市町村会館 講堂

議 員 出 席 表

平成 21 年 第 2 回 定 例 会

議席 番号	議員の氏名	第 1 日
		8 月 24 日
1	袴塚 孝雄	○
2	井上 清	○
3	折本 明	○
4	宇都木 信太郎	○
5	久保田 健一郎	/
6	鈴木 義雄	○
7	松田 高義	○
8	木村 進	○
9	岡野 一男	○
10	高木 将	○
11	今川 敏宏	○
12	新保 栄	/
13	鈴木 貞夫	○
14	赤羽 直一	○
15	沼田 利光	/
16	鈴木 富士雄	○
17	深川 澄子	/
18	中津 三郎	○
19	加藤 政司	○
20	伯耆田 富夫	○
21	木村 勝昭	○
22	君嶋 寿男	○

議席 番号	議員の氏名	第 1 日
		8 月 24 日
23	片平 忠行	○
24	吉岡 久男	/
25	堀口 正良	/
26	和田 正美	○
27	増田 昇	○
28	佐藤 節子	/
29	小峯 仁一	○
30	米川 宗司	○
31	中山 平	○
32	野村 武勝	○
33	高根澤 節夫	/
34	関根 ひろ子	○
35	鯉 渕 秀雄	/
36	豊島 寛一	○
37	益子 英明	○
38	沼崎 光芳	○
39	藤井 孝幸	○
40	伊藤 俊也	○
41	小島 由久	○
42	宇野 進一	○
43	木村 信一	○
44	岩佐 康三	○

説明員出席者（地方自治法 121 条）

広域連合長	中 田 裕 君（桜川市長）
副広域連合長	川 田 弘 二 君（阿見町長）
事務局 長	船 橋 牧 男 君
事務局 次 長	吉 原 正 夫 君
監 査 委 員	黒 川 活 君
総務企画課長	秋 田 陽 一 君
事業課 長	河 合 宏 君
給付課 長	竹 内 光日出 君
会計管理者	江 橋 栄 二 君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	北 島 裕 君
書 記	長谷川 哲 也 君
書 記	五十嵐 敦 君
書 記	大 川 洋 一 君
書 記	浅 井 一 良 君
書 記	鈴 木 俊 彦 君
書 記	太 田 鉄 雄 君

提 出 議 案 一 覧 表

議案第 14 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15 号	平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
議案第 16 号	平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
認定第 1 号	平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議員提出 議案第 4 号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 日 程

8 月 24 日

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

平成 21 年 第 2 回
茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会
議 事 日 程

議事日程

平成 21 年 8 月 24 日 (月)
午後 1 時開議

- 開会宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
諸般の報告
広域連合長の挨拶
- 日程第 2 議席の指定について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 議案第 14 号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特
例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 15 号 平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 16 号 平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医
療特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 認定第 1 号 平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び
同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議員提出議案第 4 号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報
酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 9 議案質疑及び一般質問
《日程第 4 から日程第 8 までの上程議案の説明、質疑及び一般質問》
- 日程第 10 討論及び表決について
《日程第 4 から日程第 8 までの上程議案に対する討論及び表決》
- 日程第 11 閉会中所管事務調査について
閉会宣告

開会宣告

○議長（袴塚孝雄君） それでは、定刻を過ぎておりますので、会議を開催させていただきます。

初めにご報告だけ私の方から差し上げますが、本日のご案内の中で、5 番目、本会議の服装につきましては、クールビズを実施しないことになりましたというようなご案内を差し上げましたが、本日、この陽気でもございますし、本日については、きょうのご出席の皆様方の服装で会議を進めさせていただきたいということですので、ご了承願いたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員数は 35 名でございます。

定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において、6 番、鈴木義雄議員、7 番、松田高義議員、以上の 2 名を指名させていただきます。

諸般の報告

○議長（袴塚孝雄君） この際、諸般の報告をさせていただきます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおりでございますので、ご了承を願います。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議案説明のため本定例会の会議に出席を求めた者の職氏名は、お手元に配付してあります説明員出席者表のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、議席の空調の関係で暑いと思われる方につきましては、先ほど申しましたように、ぜひ上着をおとりいただいて会議にご参加をいただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、議員の異動についてご報告をいたします。

去る平成 21 年 6 月 29 日、境町議会の田山文雄議員から一身上の都合により辞職したい旨の願が出されました。地方自治法第 126 条の規定により、議長において同月 30 日付でこれを許可いたしました。

これにより 7 月 7 日において、境町議会にて広域連合議会議員補欠選挙が施行され、境町議会議長の木村信一議員が当選されました。

それでは、木村信一議員のご紹介をさせていただきます。

木村議員、どうぞ前の方へ。

〔43番 木村信一君登壇〕

○43番（木村信一君） 皆さんこんにちは。

ただいまご紹介にあずかりました境町議会議長の木村でございます。

何分初めての会合でございます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

また、初めてということで、私もクールビズで来まして大変申しわけなく思っておりますのでございます。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

広域連合長のあいさつ

○議長（袴塚孝雄君） この際、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

○広域連合長（中田 裕君） こんにちは。

広域連合長の中田でございます。

平成21年第2回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日まで出席の議員の皆様方には、来週に投票が行われる衆議院議員選挙期間中の大変お忙しい中ご参集をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろから高齢者医療行政の運営に特段のご理解ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。長寿医療制度、後期高齢者医療制度の円滑な運営にご尽力いただきまして、心から感謝を申し上げます。

今回の定例会では、広域連合の平成20年度決算及び平成21年度補正予算、さらに基金条例の一部改正などについて、ご審議をいただくこととなりますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

ここで、平成20年度の決算につきまして、若干説明をさせていただきますと、一般会計の歳出は、初期投資分が減ったことで、平成19年度決算額の67.6%となっておりますが、後期高齢者医療特別会計は、平成20年度から制度運用が開始されたことから皆増となっております。ちなみに、平成20年度の保険料収納率は98.87%で、全国平均98.75%を上回っていることをご報告させていただきます。

ここで、去る7月2日に国民健康保険中央会が公表した、平成20年度の国保・後期高齢者医療の医療費速報によりますと、後期高齢者の医療費総額は11兆2,935億円で、前年度と比較して21.1%増となっておりますとともに、後期高齢者医療の被保険

者1人当たりの医療費の全国平均は85万3,000円余となっております。本県について見ますと、医療費総額で2,304億600円、1人当たりでは75万6,000円余となり、全国第39位となっております。

一方、国におきましては、去る7月1日に、平成22年度予算の概算要求基準が閣議了承され、社会保障費の自然増を削減しない方針が決まりましたことから、来年度は、自然増1兆900億円を全額要求することが認められたところでございます。この中で、高齢者医療につきましても、所得の低い方の保険料軽減や、被保険者の扶養者であった方の負担軽減などに関する財源の問題について、検討すべき事項となっておりますことから、国の動きを見守るとともに、先に発足した全国後期高齢者医療広域連合協議会を通して、高齢者が安心して医療を受けられるよう全国の広域連合と連携して、意見等を提案してまいりたいと存じております。

また、本年度の最大の課題であります、平成22年度及び平成23年度の保険料率の決定のための作業を実施していくこととなりますが、再算定に当たりましては、国の方針を見きわめ、関係各位のご意見も伺いながら、慎重に進めてまいりたいと存じます。

現在、国が示しているスケジュールによりますと、11月初旬を目途として、新保険料率の見込み値を算定することとしているものの、診療報酬改定や平成22年度以降の保険料減額の方針が年度末に決定される見通しであることから、各広域連合の新保険料率の決定は来年1月以降となる見込みでございます。

なお、来週の日曜日に行われる総選挙の結果次第では、このスケジュールも大幅に変更となる可能性も残されておりますことから、国の動きを十分注視しながら、算定作業を進めてまいりたいと考えております。

最後に、広域連合議会議員の皆様方におかれましては、長寿医療制度が高齢者の医療を支えるものであることをご理解いただき、引き続きご支援、ご協力をいただきますようお願いを申し上げますとともに、ご出席の皆様のご活躍、ご健勝を祈念いたしまして、あいさついたします。

本日は大変ご苦労さまでございます。

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

日程第2 議席の指定について

○議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第2でございます議席の指定を行います。

今回当選されました木村信一議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

それでは、議席番号43番を指定いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（袴塚孝雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認め、よって会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第4から日程第8までについて

○議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第4から日程第8まで、すなわち議案第14号から議案第16号まで、認定第1号、議員提出議案第4号、以上5件を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第4から日程第8まで、すなわち議案第14号から議案第16号まで、認定第1号、議員提出議案第4号、以上5件を一括議題とすることに決しました。

それでは、ただいまの5件について提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、中田 裕君。

〔広域連合長 中田 裕君登壇〕

○広域連合長（中田 裕君） それでは、第2回定例会提出議案について、提案理由の説明をいたします。

最初に、条例議案につきまして1件提案いたします。

議案第14号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の経済危機対策関係経費である平成21年度補正予算において、所得の少ない被保険者に対する保険料均等割の減額措置のための経費として、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されたことから、この減額措置を実施するため、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、予算関係議案が2件でございます。

議案第15号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,831万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,299万4,000円といたしました。

議案第16号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,377

万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,265 億 8,100 万 5,000 円といたしました。

最後に認定 1 件でございます。認定第 1 号、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上、4 件につき提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議を賜り、ご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

なお、ただいまご説明した議案第 14 号から認定第 1 号までの詳細につきましては、事務局長からご説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（袴塚孝雄君） 次に、事務局長、船橋牧男君。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

○事務局長（船橋牧男君） それでは、ただいま広域連合長の命がありましたので、私の方から議案第 14 号から 16 号まで、それから認定第 1 号の内容につきまして、順次ご説明をまいります。

恐れ入りますけれども、第 1 分冊議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 14 号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正理由につきましては、平成 21 年 5 月 29 日に成立いたしました国の平成 21 年度補正予算におきまして、所得の少ない被保険者に対する平成 21 年度の保険料均等割減額措置のための経費といたしまして、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されましたことから、この減額措置を実施するために必要な条例の改正を行うものでございます。

なお、保険料均等割額の減額措置そのものに関する条例の改正につきましては、去る 6 月の臨時議会において、既にご議決をいただいているところでございます。

詳しくは、第 2 分冊議案説明書で説明したいと思っておりますので、そちらをお開きいただきたいと思います。

1 ページの新旧対照表をごらん願いたいと思っております。

第 6 条基金の「処分」についてでございますが、第 5 号上から 9 行目、「（平成 19 年政令第 325 号）」とありますのを「（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）」に改めますとともに、2 ページの方になりますが、第 5 号の後ろに第 6 号を新たに加え、平成 21 年度における所得の少ない者に係る保険料の被保険者均等割額の減額のための財源に充てる場合に、処分できるように定めるものでございます。

次に、議案第 15 号、平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、第1分冊に戻っていただきまして、議案書の3ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ5,831万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,299万4,000円といたしました。後期高齢者医療特別会計における事務費に充当するため、繰出金の増額補正等をしたものでございます。詳しくは第2分冊議案説明書で説明いたします。

6、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入についてでございますが、4款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金を5,831万2,000円増額しております。

8、9ページをお開き願います。

歳出につきましては、2款、総務費、3項、監査委員費、1目、監査委員費を6万1,000円増額しますとともに、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、高齢者福祉費を5,825万1,000円増額いたしました。

次に、議案第16号、平成21年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻り願いたいと思います。

5ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,377万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,265億8,100万5,000円とするものでございます。

補正理由につきましては、大きく分けて四つの理由がございます。

まず、一つ目は、医療を受けました被保険者全員に行う医療費通知を当初予算では、1回分しか計上しておりませんでした。被保険者の医療に関する理解を深めていただくため2回分を追加し、合計3回の通知をすることとしたところでございます。

次に、二つ目でございますが、平成20年度から療養給付業務の一部を茨城県国民健康保険団体連合会に代行委託しておりますが、今回、当初予算で見込んでいなかった柔道整復師等に係る療養費の支払口座情報等の入力業務を追加する必要性が生じたこと。

三つ目でございますけれども、平成20年度保険料等納付金の精算によりまして、保険料に係る歳出還付に償還金が発生いたしましたこと。

最後の理由でございますが、保健事業等に充当いたしました、平成20年度後期高齢者医療制度事業費補助金が確定いたしまして返還金が生じたこと、この以上の四つの理由によりまして補正をしたところでございます。

詳しくは、第2分冊議案説明書で説明させていただきます。

まず歳入についてでございますが、14、15ページをお開き願いたいと思います。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、一般会計繰入金を5,825万1,000円増額しますとともに、8款、繰越金、1項、繰越金、2目、療養給付費等繰越金を3,552万7,000円増額したものでございます。

16、17ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費を5,825万1,000円増額しますとともに、8款、諸支出金、1項、償還金及び還

付加算金、4目、償還金を3,552万7,000円増額補正したものです。

次に、認定第1号でございます。

恐れ入りますが、第1分冊議案書にお戻り願いたいと思います。

7ページをお開き願います。

平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、詳しくは製本しております別冊、平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書により説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、4、5ページをお開き願います。

一般会計歳入歳出決算書の歳入につきましては、歳入合計で予算現額が9億2,899万6,000円、調定額及び収入済額が同額の9億2,883万8,752円、予算現額と収入済額との比較が15万7,248円でございます。

6、7ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計で予算現額が9億2,899万6,000円、支出済額が8億6,621万6,609円、不用額6,277万9,391円、予算現額と支出済額との比較が6,277万9,391円でございます。

なお、歳入歳出の差引残額は、6,262万2,143円となっております。

詳しくは、歳入歳出決算事項別明細書で説明をいたします。

事項別明細書の22、23ページをお開き願います。

歳入の収入済額の主なものにつきましては、1款、分担金及び負担金8億6,694万985円、広域連合の事務費に対する市町村からの共通経費負担金でございます。

4款、繰越金4,974万4,448円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

5款、諸収入1,135万170円につきましては、職員用公舎使用料や25ページの上段にございます、市町村窓口端末機器追加分使用料が主なものでございます。

26、27ページをお開き願います。

歳出の支出済額の主な事項についてご説明いたします。

なお、主な不用額と委託業務及び補助負担金につきましては、後ほど平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合決算報告書の中で、ご説明いたしたいと思います。

主なものとしたしましては、1款、議会費の支出済額88万5,464円につきましては、議員報酬や議案書の印刷製本費等でございます。

2款、総務費の支出済額3億4,178万9,026円につきましては、1目、一般管理費の備考欄にございますように、職員等人件費として、職員の時間外勤務手当1,649万5,842円、負担金、補助及び交付金として、市町村などからの派遣職員34名分の人件費2億4,118万8,470円でございます。

28、29ページをお開き願います。

次に、一般管理事務経費でございますが、使用料及び賃借料1,236万3,897円、職員用公舎借り上げや駐車場借り上げに係る経費、職員用電算機器等のリース料などがございます。庁舎管理経費といたしまして、使用料及び賃借料603万7,620円、これは広域連合庁舎借り上げに伴う賃借料などが主なものでございます。

30、31ページをお開き願います。

中段になりますが、3目、財政管理費の備考欄にありますように、使用料及び賃借料 159 万 3,648 円、財務会計システム機器のリース料や保守料などがございます。

6目、諸費につきましては、備考欄にありますように、市町村共通経費負担金精算金として 4,939 万 988 円を市町村に支出いたしました。

32、33 ページをお開き願います。

中段、中ほどになりますが、3款、民生費 5 億 2,343 万 1,970 円につきましては、後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。特別会計において事務費等の財源に充てるために、繰り出したものがございます。

以上が歳出の支出済額の主なものがございます。

次に、特別会計についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、10 ページ、11 ページにお戻り願いたいと思います。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入につきましては、次の 12、13 ページにありますように、歳入合計で歳入予算現額が 2,013 億 7,146 万 9,000 円、調定額及び収入済額が同額の 2,039 億 1,829 万 6,062 円、予算現額と収入済額との比較が 25 億 4,682 万 7,062 円でございます。

14、15 ページをお開き願います。

歳出につきましては、歳出合計で予算現額が 2,013 億 7,146 万 9,000 円、支出済額が 1,996 億 8,660 万 3,812 円、不用額 16 億 8,486 万 5,188 円、予算現額と支出済額との比較が 16 億 8,486 万 5,188 円でございます。

なお、歳入歳出の差引残高は、17 ページにございますように 42 億 3,169 万 2,250 円となっております。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

事項別明細書の 38、39 ページをお開き願いたいと思います。

歳入の収入済額の主なものといたしましては、1款、市町村負担金といたしまして 343 億 9,157 万 5,933 円、保険料等負担金、療養給付費負担金でございます。

2款、国庫支出金として、700 億 402 万 3,093 円となっておりますが、その内訳として、療養給付費負担金等の国庫負担金 490 億 2,830 万 3,024 円、調整交付金等の国庫補助金といたしまして、209 億 7,572 万 69 円となっております。

3款、県支出金といたしましては、162 億 4,859 万 7,746 円でございます。内訳といたしましては、療養給付費及び高額医療費の県負担金でございます。

40、41 ページをお開き願います。

中段になりますが、4款、支払基金交付金 820 億 540 万 7,000 円は現役世代からの支援金でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金 1,821 万 5,415 円につきましては、1件 400 万円を超える高額な医療費について、社団法人国民健康保険中央会から交付される交付金でございます。

7款、繰入金 12 億 2,677 万 175 円は、一般会計からの繰入金と後期高齢者医療制度臨時特例基金等からの繰入金でございます。

42、43 ページをお開き願います。

10款、諸収入 2,175 万 6,671 円の主なものにつきましては、44、45 ページをお開き

願います。預金利子並びに雑入としての第三者納付金等でございます。

46、47 ページをお開き願います。

次に、歳出の支出済額の主な内容についてご説明いたします。

1 款、総務費 5 億 4,530 万 9,455 円につきましては、1 目、一般管理費の備考にありますように、医療費適正化事業費では報酬として 3,143 万 684 円、これはレセプト二次点検嘱託職員 20 名の人件費でございます。

中段にございます委託料 2 億 4,176 万 2,997 円につきましては、後期高齢者医療制度を効率的に行うために委託した電算業務でございます。

また、下段にございます電算システム経費では、次の 49 ページにございますように、委託料 8,139 万 6,000 円は、窓口処理サーバ及びネットワーク機器運用業務でございます。

次に、中段にございます 2 款、保険給付費 1,938 億 6,921 万 2,062 円についてご説明いたします。

まず 1 項、療養諸費についてでございますが、1 目、療養給付費 1,857 億 5,385 万 3,828 円、2 目、訪問看護療養費 3 億 171 万 4,780 円につきましては、被保険者の療養給付費として、保険医療機関等に直接支払った現物給付分でございます。

50、51 ページをお開き願います。

5 目、審査支払手数料 6 億 9,967 万 7,827 円につきましては、レセプトの一次審査に係る手数料でございます。審査につきましては、茨城県国民健康保険団体連合会の審査委員会において審査をお願いしております。

2 項、高額療養諸費 63 億 3,930 万 4,233 円につきましては、1 か月の被保険者自己負担額 4 万 4,400 円を超えた場合に給付する現金給付分と、入院により保険医療機関に支払った現物給付分でございます。

3 項、その他医療給付費 7 億 7,455 万円につきましては、葬祭費として死亡により葬儀をとり行った場合に、1 件 5 万円を支給しております。

次に、3 款、県財政安定化基金拠出金 1 億 6,011 万 5,000 円につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条に基づき、茨城県に設置されております茨城県後期高齢者医療財政安定化基金への拠出金でございます。

4 款、特別高額医療費共同事業拠出金 915 万 3,219 円につきましては、高額な医療費に係る広域連合の財政負担を緩和するための措置として、社団法人国民健康保険中央会が行う共同事業に対する拠出金でございます。

52、53 ページをお開き願います。

5 款、保健事業費 2 億 1,515 万 9,787 円につきましては、1 目、健康診査費の備考欄にありますように、健康診査業務を市町村に委託したことに伴う委託料 2 億 389 万 1,967 円、並びに 2 目、その他健康保持増進費の備考欄にありますように、国の特別対策として、市町村において実施した人間ドックに係る経費に対する補助金 1,126 万 2,000 円でございます。

6 款、基金積立金 48 億 8,605 万 3,412 円につきましては、二つの基金への積立金があり、一つ目は保険給付及び保健事業などの財源に充当するための後期高齢者医療給付費準備基金積立金 30 億 3,472 万 110 円、二つ目は平成 21 年度において広域連合が

行う各種の保険料軽減のための財源に充当するための、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金 18 億 5,133 万 3,302 円でございます。

7 款、公債費につきましては、次の 55 ページ備考欄でございますように、平成 20 年度中に借り入れた一時借入金 50 億 2,100 万円に対する借入利息でございます。

以上が特別会計の歳出の支出済額の主なものでございます。

次に、58、59 ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書でございますが、まず一般会計でございますが、歳入総額 9 億 2,883 万 8,752 円、歳出総額 8 億 6,621 万 6,609 円、歳入歳出差引額 6,262 万 2,143 円、実質収支額 6,262 万 2,143 円でございます。

次に、特別会計でございますが、59 ページでございますように、歳入総額 2,039 億 1,829 万 6,062 円、歳出総額 1,996 億 8,660 万 3,812 円、歳入歳出差引額 42 億 3,169 万 2,250 円、実質収支額 42 億 3,169 万 2,250 円でございます。

62、63 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、公有財産、物品につきましては該当するものはございません。

債権につきましては、職員用公舎敷金と市町村窓口端末機器使用料の二つがあり、年度末残高といたしましては、それぞれ 13 万円、4,115 万 4,120 円となっております。

基金につきましては、財政調整基金、後期高齢者医療制度臨時特例基金、後期高齢者医療給付費準備基金の三つがあり、それぞれ年度末残高といたしまして、3,081 万 149 円、18 億 2,786 万 9,261 円、最後に 30 億 3,472 万 110 円となっております。

続きまして、決算関係資料といたしまして、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合決算報告書についてご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊で横書きとなっております決算報告書をごらん願いたいと思います。

1 ページをお開き願います。

決算総括でございますが、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が開始されたことに伴いまして、会計を一般会計と後期高齢者医療特別会計とに区分をいたしまして、一般会計におきましては、事務所管理費等の事務経費を経理し、後期高齢者医療特別会計におきましては、法の規定に基づく療養の給付等を経理し、厳しい財政状況を踏まえまして、最小の経費で最大の効果が上げられるよう、効率的で健全な財政運営に努めたところでございます。

3 ページをお開き願います。

平成 20 年度の主要施策の成果についてご説明いたします。

まず一般会計でございますが、主なものといたしましては、まず、議会費でございますが、広域連合議会の運営経費として使用いたしました。

総務費につきましては、一般的な事務管理経費といたしまして、市町村等からの派遣職員 34 名に係る人件費負担分や広域連合公用車 2 台分のリースに係る賃借料でございます。

4 ページをお開き願います。

諸費につきましては、平成 19 年度分市町村共通経費負担金の精算金などを支出して

おります。

また、民生費につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございまして、保険料を財源としない人件費や事務処理費等に使用しております。

5 ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

主なものといたしましては、まず総務費でございしますが、備考欄にありますように、事務管理経費といたしまして、被保険者や住民へ制度の周知や啓発を行うために、パンフレット 10 万部を作成、配布並びに新聞 8 紙への広告掲載を実施するのに必要な業務の委託を行ったところでございます。

また、電算業務関係では、後期高齢者医療制度の運営を行うための電算処理システム運用管理の委託、市町村窓口処理サーバ及びネットワーク機器運用業務の委託、被保険者の資格等の処理を行う市町村窓口処理端末機器 231 台の賃借料、それから広域連合電算処理システム改修などを行いました。

さらに、その他の業務といたしまして、制度施行に伴い、被保険者等からの後期高齢者医療制度や保険料の問い合わせのために設置した電話対応業務の委託、コールセンターの設置でございます。これの委託でございすとか、医療制度上の各種認定証更新に関する通知書作成業務の委託などを行いました。

6 ページをお開き願います。

続きまして、医療費適正化といたしまして、診療報酬明細書二次点検業務に従事する嘱託職員 20 名の報酬及び同業務に従事する派遣職員 8 名に係る派遣会社への委託、資格情報や診療情報をもとに各種給付計算処理等を行う後期高齢者医療広域連合事務代行業務の委託、診療報酬明細書の情報を電子化して、管理する保険者レセプト管理システムの業務の委託、交通事故等の第三者の行為による損害賠償求償事務の委託、受診者に医療情報を通知するため 27 万 6,126 通の医療費通知書作成業務の委託などを行いました。

7 ページをごらん願います。

賦課徴収費の後期高齢者医療保険料賦課徴収に係る経費につきましては、後期高齢者医療の本体サーバ機器の賃借、後期高齢者医療特別対策補助金、給付業務通知書作成関連処理業務の委託などを行いました。

次に、保険給付費の療養給付費につきましては、現物給付が 717 万 7,849 件、現金給付が 9 万 1,100 件の支給件数でございます。

訪問看護療養費は現物給付 5,034 件、移送費は現金給付 3 件の件数となっております。

8 ページをお開き願います。

審査支払手数料の支払件数は 699 万 1,884 件、高額療養費につきましては、現物支給 14 万 5,764 件、現金支給 18 万 497 件、葬祭費支給は 1 万 5,491 件の支給実績でございます。

県財政安定化基金拠出金の拠出実績は 1 億 6,011 万 5,000 円でございます。

9 ページをごらん願います。

特別高額医療費共同事業拠出金は、社団法人国民健康保険中央会に拠出しておりま

すが、拠出金の内訳は医療費に係る拠出金と事務費の拠出金でございます。

保健事業費の健康診査費につきましては、44市町村に委託して実施した健康診査業務委託料と、健康診査データ管理業務委託料に係る経費でございます。

なお、健康診査の受診者数は、平成21年3月末の被保険者数30万9,335名に対し4万7,983名の実績でございます。

その他の健康保持増進費につきましては、当広域連合の後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づき、人間ドックを実施しました14市町村に対する補助金でございます。

10ページをお開き願います。

基金積立金につきましては、基金の目的により定めた基金条例に基づいた、積み立てを行ったものでございます。

次に、平成20年度決算審査資料についてご説明をいたします。

12ページをお開き願います。

投資的事業を除く委託業務50万円以上の主なものといたしまして、一般会計におきましては、広域連合庁舎清掃業務を水戸鉄道整備株式会社へ95万3,400円、後期高齢者医療特別会計におきましては、後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用管理業務を茨城県国民健康保険団体連合会へ1億196万5,500円、窓口処理サーバ及びネットワーク機器運用業務を株式会社茨城計算センターへ8,139万6,000円、第三者行為損害賠償求償事務業務を茨城県国民健康保険団体連合会へ1,095万6,700円。

13ページの方をごらんください。

後期高齢者医療制度診療報酬明細書二次点検業務、これを株式会社ニチイ学館へ1,490万6,034円、後期高齢者医療広域連合保険者レセプト管理システム業務と後期高齢者医療広域連合事務代行業務を茨城県国民健康保険団体連合会へそれぞれ6,078万1,814円、4,563万847円で、後期高齢者医療広域連合医療費通知書作成業務を株式会社イセトーへ489万8,475円、後期高齢者医療制度パンフレット作成業務を株式会社東京法規出版へ120万7,500円。

保健事業費関係でございますが、後期高齢者健康診査業務を県内44市町村へ1億9,919万2,167円で、それぞれ委託をしてございます。

14ページをお開き願います。

各種基金の状況でございます。

財政調整基金につきましては、平成20年度末現在高3,081万149円でございます。後期高齢者医療給付費準備基金の同年度末現在高30億3,472万110円、後期高齢者医療制度臨時特例基金の同年度末現在高18億2,876万9,261円でございます。合計で、平成20年度末現在高は48億9,339万9,520円でございます。

次に、15ページをごらんください。

50万円以上の不用額につきまして、ご説明をいたします。

まず、一般会計の総務費でございます。

職員手当等、旅費、需用費、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の不用額でございますが、時間外の縮減や旅費の効率化によるもの、入札差金によるもの、見込みより実績が下回ったこと等によるものでございます。

民生費の不用額につきましては、後期高齢者医療特別会計における事務経費の縮減によるものでございます。

16 ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計の不用額についてでございます。

一般管理費の賃金、需用費、役務費、委託料の不用額につきましては、それぞれ臨時職員の削減を図ったこと、印刷製本費や消耗品の在庫等の有効活用により事務費の効率的執行に努めたこと、さらには手数料の支払いが当初見込額より少なかったことや、医療費通知が制度発足に伴う事務の混乱によりまして1回しか発送できなかったことによるものでございます。

賦課徴収費の委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の不用額につきましては、それぞれ給付委託業務件数が当初見込み件数より少なかったこと、契約差金が生じたこと、構成市町村の申請が見込額より少なかったことによるものでございます。

17 ページをごらんください。

保険給付費、保健事業費における負担金、補助及び交付金等の不用額につきましては、それぞれ各種給付費の受診者の確定、さらには市町村の申請が見込額より少なかったことなどによるものです。

公債費の不用額につきましては、一時借入金が見込みより少なかったことから、利子が少なく済んだことによるものでございます。

18 ページをお開き願います。

補助負担金等交付調書についてご説明をいたします。

まず、一般会計の総務費でございますが、事務局職員34名に係る人件費負担分の交付金を、茨城県及び水戸市ほか28市町村並びに茨城県国民健康保険団体連合会に2億4,118万8,470円交付しております。

20 ページをお開き願います。

次に、後期高齢者医療特別会計の総務費でございますが、21 ページ上段にございますように、広域連合標準システム改修経費負担金といたしまして、後期高齢者医療標準システムの改修に必要となる経費を社団法人国民健康保険中央会に1,491万4,000円を支出しております。

後期高齢者医療制度特別対策補助金については、平成20年度における保険料の支払方法などの制度見直しに関する広報等に要した経費に対し、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づき、日立市外21市町村に補助金として554万8,053円を支出したものでございます。

23 ページをお開き願います。

上段の療養給付費負担金から、次の24 ページ上段の高額療養費負担金までの四つの負担金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に基づき支給されるもので、審査・支払業務を担当している茨城県国民健康保険団体連合会に対し、合計1,898億6,741万4,772円の支出をいたしました。

下段の葬祭費につきましては、被保険者の葬祭を行った者に対し、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第2条に基づき、7億7,455万円を支出

いたしました。

25 ページをごらん願います。

上段の県財政安定化基金拠出金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第 116 条第 1 項の規定により、後期高齢者医療の財政の安定に資するために設置された、茨城県後期高齢者医療財政安定化基金に対し 1 億 6,011 万 5,000 円を拠出いたしました。

下段の特別高額医療費共同事業拠出金、さらには、次の 26 ページ上段にございます特別高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第 117 条に基づき、社団法人国民健康保険中央会に対し、合計 915 万 3,219 円を拠出いたしました。

下段の後期高齢者医療制度特別対策補助金につきましては、被保険者の健康増進に要した経費に対し、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度特別対策補助金交付要綱に基づき、水戸市外 13 市町村に補助金といたしまして 1,126 万 2,000 円を支出しております。

以上が、議案第 14 号から議案第 16 号及び認定第 1 号までの説明になります。

議員各位におかれましては、慎重にご審議いただき、原案のご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

次に、議案第 4 号、議員提出議案について、高木 将君から説明を願います。

〔10 番 高木 将君登壇〕

○10 番（高木 将君） 議員提出議案第 4 号、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私から提案理由を説明させていただきます。

地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 101 条の規定に基づく、議会の招集、または茨城県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第 11 条の規定に基づく、委員会の招集に応じて、議会または委員会に出席したときの費用弁償を支給するために、この条例を提出するものであります。

平成 21 年 8 月 24 日提出。

提出者、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員、高木 将、同じく宇野進一、同じく井上 清、同じく加藤政司。

改正内容につきましては、お手元に配付してあります第 4 分冊の参考資料をごらんいただきたいと存じます。

第 3 条に第 2 項として、「議員が招集に応じ、議会又は委員会に出席したときに支給する費用弁償の額は、別表に規定された額とする。ただし、公用車（茨城県後期高齢者医療広域連合を構成する市町村の公用車を含む。）により出席した場合の費用弁償は、支給しない。」を加えさせていただくものであります。

費用弁償の支給金額につきましては、往復の距離で 40 キロごとに、2 ページの別表

に記載されておりますように、5ブロックに分けさせていただきました。

なお、この費用弁償は、公用車以外で来られたときに支給いたしますので、自車及び公共機関で来られても、支給金額は同じとさせていただきたいと存じます。

以上で、説明を終わりますが、議員各位の慎重なるご審議をいただき、各位のご賛同をお願い申し上げます。終わりとさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（袴塚孝雄君） ありがとうございます。

以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

これより、通告による議案質疑及び一般質問を行います。

あらかじめ発言者に申し上げます。発言者の発言時間は15分以内といたします。

それでは、議案質疑及び一般質問を許します。

13番、鈴木貞夫君。

〔13番 鈴木貞夫君登壇〕

○13番（鈴木貞夫君） 13番、日本共産党の鈴木貞夫です。

まず第1番に、認定第1号、平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行いたいと思います。

まず第1番に、平成20年度決算報告書によりますと、1、決算総括における「後期高齢者医療給付費準備基金については、平成21年度の医療給付費のための財源とし、後期高齢者医療制度臨時特例基金については、平成21年度の保険料軽減及び制度広報経費のための財源とします。」とありますが、この保険料軽減は、どのように実施されるのか。

2番目に、7ページ、2款、保健給付費、2目、訪問看護療養費、現物支給5,037件、3億171万4,780円とありますが、終末期患者の往診費用は含まれているのか。

3つ目に、9ページ、5款、保健事業費、2目、その他健康保持増進費として、水戸市外13市町村に1,126万2,000円支出しておりますが、他の市町村は人間ドックは行っていないのでしょうか。

次に、議案第14号、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について。

平成21年6月26日、第1回臨時議会に提案された議案第11号との関連はどのようになっているのか、それについて質問したいと思います。

続いて、一般質問を行いたいと思います。

後期高齢者医療制度は、2025年までに5兆円の高齢者の医療費削減を目的としてつくられました。その中で、医療費の上限が6,000円の後期高齢者診療料や、延命治療の中止を強要する終末期相談料の制度がつくられました。さらに、終末期患者の在宅診療を進め、いわゆる看取率を40%に引き上げることを当面の目的としています。しかし、現実にはどうなっているのでしょうか。核家族化といわれ共働きが多く、留守がらの家庭で在宅治療は疑問です。制度を進める上で在宅患者への対応を、365日24

時間往診を行うとしていますが、実態はどのようになっているのでしょうか。

私の住んでいる笠間市においては、終末期患者への対応体制は全くありません。

昨年5月、NHKテレビで女性の解説者が365日24時間地域に担当医がいて、民生委員やボランティアの人たちが手助けをするから、安心して在宅治療ができる制度だと言っておりましたが、事実はどうでしょうか。茨城の実情がどのようになっているか、以下、質問いたします。

1、まず現在のいわゆる看取率はどうなっているのでしょうか、そしてまた今後の予想目標はあるのでしょうか。

次に、県内における往診体制は確立されているのでしょうか。全市町村に往診体制のある医療機関はあるのでしょうか。体制がないとすれば、今後の対策はあるのか。

以上、お伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（袴塚孝雄君） ただいまの議案質疑及び一般質問に対しまして、執行部の答弁を求めます。

事務局長、船橋牧男君。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

○事務局長（船橋牧男君） それでは、ただいまの鈴木貞夫議員の質問に対して、答弁をいたしたいと思えます。

まず初めに、保険料の軽減はどのように実施されるのかとの質問でございますが、保険料の軽減措置につきましては、平成20年度より行っておりまして、その中では均等割額7割、5割、それから2割の軽減措置が行われております。また20年度限りということで8.5割の軽減も実施されているところでございます。

平成21年度におきましても、20年度と同様に軽減措置が行われておりまして、20年度以外の措置といたしまして、9割軽減というものも追加実施されているところでございます。

実際の保険料の軽減の実施の仕方につきましては、平成21年度分を例に挙げまして申し上げますと、6月に被保険者の平成20年度中の所得情報をもとに、平成21年度分の保険料の算定を行いまして、軽減対象者には、その算定後に決定される軽減後の保険料を記載いたしました賦課決定通知書及び納付書を、7月中に県内の44市町村より発送しているところでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

続きまして、終末期患者の往診費用が決算報告書7ページ、2款2目の訪問看護療養費に含まれているかどうかということに対するお尋ねでございますが、終末期に限らず、医師が往診した場合の往診料につきましては、2款1目の療養給付費から、保険医療機関に支払っておる次第でございます。したがって、訪問看護療養費には、含まれていないということでございます。

続きまして、保健事業関係で、その他健康保持増進費の中で水戸市外13市町村以外の市町村は、人間ドックを行っていないのかというご質問に対するお答えでございますが、後期高齢者医療制度における保健事業につきましては、高齢者の医療の確保に

関する法律第 125 条の規定によりまして、努力義務となっているところでございます。このため、人間ドックを行うかどうかは、市町村独自の判断ということになるかと思えます。市町村が行う 75 歳以上の方への人間ドック助成の平成 20 年度の対応につきましては、国における 2 次補正により、特別対策事業費補助金の受け入れ要望のアンケートを行いましたところ、11 市町村から人間ドックに係る申請を行いたいとの回答がございました。水戸市以外の市町村につきましては、決算報告書 26 ページに記載しております市町村のうち、古河市、高萩市、那珂市を除く 11 市町村で人間ドックを行いました。なお、それ以外の市町村では人間ドック実施に係る補助金の要望がなかったということでございます。

次に、議案第 14 号、臨時特例基金条例の改正は、6 月の臨時議会に提案された議案第 11 号との関連はあるのかとのご質問でございますが、これは一体化したものでございまして、さきの臨時会における条例の一部改正は、8.5 割軽減の 4 月 1 日からの実施を規定するための条例改正であり、今回の条例改正は、その財源について茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金からの取り崩しにより、充当することができるようにするための条例改正でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

それから、最後になりますが、終末期患者の本県の看取率についてでございますが、本県における在宅医療の状況につきましては、平成 18 年度人口動態統計によりますと、死亡場所の割合は病院が 79.7%、自宅、これは老人ホームを含んだ数字でございますが、自宅が 14.5%となっておりますことから、看取率についてもそのような数字に近い数字の状況にあるのではないかなというふうに考えている次第でございます。

次に、今後の看取率の予想、目標についてでございますが、急速な高齢化の進展や医療制度改革に伴う病床再編等により、今後、在宅医療を必要とする患者数は、年々増加していくものと見られますが、今後の予想、目標については県にお聞きしたところ、設定していないというお答えをいただいておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、県内における往診体制のある医療機関についてのお尋ねでございますが、県内に往診体制のある医療機関等につきましては、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションがあるわけでございますが、本県には現在それぞれ、平成 21 年 8 月 19 日時点で、在宅療養支援診療所が 164 機関、それから訪問看護ステーションが平成 20 年 4 月現在で 96 機関設置してある状況でございます。今後の往診体制の充実につきましては、平成 19 年 10 月における一般診療所のうちの在宅療養支援診療所としての届出が、どれくらいの割合があるかと申しますと、本県では 7.3%でございます。全国平均を下回っているということを踏まえまして、平成 20 年 3 月に茨城県において策定いたしました茨城県保健医療計画によりますと、地域の病院、診療所、訪問看護ステーション等が連携し、地域全体で在宅患者を支える在宅医療提供体制の構築、それから医療圏ごとの在宅療養支援診療所をふやすための対策、さらには専門看護職員の育成、さらには緩和ケア等に必要な医療用麻薬取り扱い等の体制整備などについて対応することで、在宅医療のより一層の推進を図るということにしておるという記述が

ございますので、往診体制の対策については、この説明にてご理解いただきたいと思
います。

私からの答弁は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（袴塚孝雄君） ほかにございますか。ありますか。

13番、鈴木貞夫君。

〔13番 鈴木貞夫君登壇〕

○13番（鈴木貞夫君） 今回の私の質問に対する回答について、1点はやはりこの人間
ドックの問題というのは、ただ市町村に任せるのではなくて、やはり広域連合として
主導力を発揮して県民がすべて平等に受けられるような施策というのを私は進める
べきではないかと、そのようにこれからしてほしいと思います。

それと、この看取率の問題、私がなぜこの問題をここで取り上げたかというのは、
NHKのそういう解説者が言ったのも一つありますけれども、私はこの問題を笠間市
の議会の中で何回も取り上げて、そのたびに、その後笠間市では2か所あると、二
つの病院が24時間体制でちゃんと対応すると。それと県の中央病院、県西病院も対
応できるから大丈夫だというふうに答弁をいただいたわけですが、その二つの
機関、病院に私が行って院長と事務長に詳しく話を聞いたわけですが、終末期
医療とは全然関係ないのだと、自分のところに入院していた患者がたまたま在宅診療
しますというときは対応するけれども、この終末期でどこかほかから来た人が、た
またま在宅していて急に具合が悪くなったから来てくれといっても、そういう対応は
できません。それで、その二つの病院というのははっきり言って名前を公表してもら
ったら困るというのですよ。絶対名前だけは公表してくれるなということで私がこ
こで言うわけにいきませんが、やっと市からこれほどかということを知って私
はそこへ聞きにいったわけですね。すると、市民は全然そういうふうな、こういう
看取率を上げるための在宅診療をして、その対応ができますということを政府やそ
ういうところは言っていないながらも、市民は全然知らないというのは、私は疑問
ではないかと。

これは全市町村でやはりどういう機関があるかということを知って、やはり私は公表す
べきだと思うのですよ。笠間市においてはこういう病院とこういう病院が、そ
ういう対応をとりますということを市民が知らなかったら、この制度自体意味が
ない。今先ほどの答弁の中では、看取率はよく見ても15%未満ですが、政府
としてはあと何年後には40%までに上げたいということを言っているわけ
ですよ。病院でのそのような入院から外して在宅にしたいと。それを40%
にもしるとしたら、それに対応するちゃんとした組織がなかったらどう
なるのでしょうか。

私は消防署にも聞いたのですが、そういうことで持ち込まれて往診を、救急
車に乗って行っても、受け入れるところがなかったら、やりようがないとい
うことを言うわけですよ。これを私は後期高齢者医療制度の中で、医療給付
の問題で重大な問題を引き起こすのではないかと、あえて私はここで取り
上げたわけですよ。このことについては、全市町村がどういう病院があるか
ということを知って、私は県民に対

して公表すべきだということを要望したいと思うのです、要望というか、やっていただきたい。市民が全然知らずしてそのような体制をとったといっても、これは絵そらごとであって、この後期高齢者医療制度自体が問題を、さらに大きくするというふうに指摘せざるを得ません。

ぜひともその辺のことについて、それと在宅方針の病院の届出が7.3%と言われた、先ほど回答がありましたけれども、これはその全病院というか機関のうちの7.3%が、在宅に対する往診ができるというふうに、できますよということを言っている機関が7.3%しかないということなのではないでしょうか。やはりその辺についても、もう1回お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（袴塚孝雄君） それでは、船橋牧男君。

〔事務局長 船橋牧男君登壇〕

○事務局長（船橋牧男君） まず人間ドックについてでございますが、これは先ほどもご答弁させていただきましたように、人間ドックにつきましては、高齢者医療の確保に関する法律によりましては、努力義務というふうになっておりますので、この人間ドックを行うかについては、市町村独自の判断ということで、広域連合としては非常に難しいところがあるのかな、というふうに思っている次第でございます。

それから、もう一つ7.3%の届出率のことでございますが、これは平成19年10月現在におきまして、県内の在宅療養支援診療所の数が当時は122カ所ございましたが、この数が、全部の一般診療所の数に対して、社会保険事務局の方へ在宅療養支援診療所として届けている率が7.3%ということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（袴塚孝雄君） ありますか。

討論もあるようですから、そのときにまた思いを述べていただいて。

それでは、以上で議案及び一般質問を終了いたします。

日程第10 討論及び表決について

○議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第10といたしまして、討論及び表決についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。

13番、鈴木貞夫君。

〔13番 鈴木貞夫君登壇〕

○13番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

今議会に提案されている平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算

について、反対討論を行います。

当制度は、2008年4月に発足し1年以上が経過しておりますが、高齢者にとって安心安全な制度であったのか、全国に廃止の声が高まっているのが実態です。2025年までに、医療費の5兆円を減額することを目的としてつくられた制度であり、年配者が安心安全に生活できることを目的としていないところに問題があり、高齢者の差別であるとさえ言えます。

私たちは高齢者への負担について指摘してきました。これまで保険料負担がなかった扶養家族の新たな負担増になり、一時的な保険料の軽減は2年で、2010年4月からは現在の10倍の保険料になるとさえ言われます。保険料の算定が世帯合計所得で世帯主にかかってくるために、高齢者の夫婦単位で合計所得が同一であっても、保険料の合計が最大で14倍の開きが生じてくるような例もあります。保険料は月1万5,000円以上の年金者は天引きされる、無年金者の問題等、何ら解決されずに至っているのが現状です。高齢者の命にかかわる医療制度が、法律では1年以上の滞納者は保険証が取り上げられ、資格証明書の発行というふうにならなくなっております。75歳以上の人の健康診査も診査項目が減らされ、人間ドックは全市町村で実施されていない等、憂慮せざるを得ません。

私が質疑で取り上げた終末期患者問題、在宅で介護等が困難な家庭が多い中で、安心して入院できず在宅での往診体制が整わない中で進めていくことは、既に後期高齢者医療制度の実施によって、受診抑制が始まっているとしか思えません。

今回の決算を見ると、効率的で健全な財政運営の文が見られますが、実態とかけ離れているのではないのでしょうか。後期高齢者医療制度は、多くの国民の反対を無視して強行されましたが、参議院においては、既に廃止案が議決されております。この8月30日に行われます衆議院選挙の結果によっては、この制度の廃止はあり得ます。

この制度の廃止しかないことを主張し、反対討論といたします。

以上です。

○議長（袴塚孝雄君） 以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決の方法については、議案第14号ほか4件を一括して採決いたします。

採決につきましては、起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第14号から議案第16号まで、認定第1号、議員提出議案第4号、以上5件につきまして、原案のとおり可決、認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（袴塚孝雄君） 起立多数。よって、議案第14号から議案第16号まで、認定第1号、議員提出議案第4号、以上5件につきましては、いずれも原案のとおり可決、認定することに決しました。

日程第11 閉会中の所管事務調査について

○議長（袴塚孝雄君） 次に、日程第 11 といたしまして、閉会中所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付してあります印刷物のとおり、議会運営委員会から閉会中の所管事務調査の申し出があったものでございます。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員会から申し出のとおり、決することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（袴塚孝雄君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

閉会宣告

○議長（袴塚孝雄君） それでは以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、平成 21 年第 2 回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2 時 3 1 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

6 番

7 番

参 考 資 料

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案等審議結果一覧表

広域連合長提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議案第 14 号	茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について	21. 8. 24	原案可決
		21. 8. 24	
議案第 15 号	平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）	21. 8. 24	原案可決
		21. 8. 24	
議案第 16 号	平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	21. 8. 24	原案可決
		21. 8. 24	
認定第 1 号	平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	21. 8. 24	原案認定
		21. 8. 24	

議員提出のもの

議案番号	件名	上程年月日	議決結果
		議決年月日	
議員提出 議案第 4 号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21. 8. 24	原案可決
		21. 8. 24	

議案等質疑及び討論通告一覧表

【質 疑】

質問者	鈴 木 貞 夫 議 員	
質 問 事 項	質 問 要 旨	
<p>【認定第1号 平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について】</p>	<p>1 平成20年度決算報告書</p>	<p>① 決算総括における「後期高齢者医療給付費準備基金については、平成21年度の医療給付費のための財源とし、後期高齢者医療制度臨時特例基金については、平成21年度の保険料軽減及び制度広報経費のための財源とします。」とあるが保険料軽減はどのように実施されるのか。</p> <p>② 7ページ、2款保険給付費、2目訪問看護療養費、現物支給、5,034件、301,714,780円とあるが、終末期患者の往診費用は含まれているのか。</p> <p>③ 9ページ、5款保健事業費、2目その他健康保持増進費として、水戸市外13市町村に11,262,000円支出しているが、他の市町村は人間ドックは行っていないのか。</p>
<p>【議案第14号 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について】</p>	<p>平成21年6月26日第1回臨時議会に提案された議案第11号との関連はあるのか。</p>	
<p>【終末期患者について】</p>	<p>後期高齢者医療制度は、終末期患者の在宅診療を進め看取率の増加を計っている。</p> <p>笠間市においては、終末期患者の往診体</p>	

	<p>制は確立されておらずその実態は何らわかっていない。</p> <p>県内の実態はどうなっているか伺う。</p>
--	---

【討 論】

発 言 者	鈴 木 貞 夫 議 員	
	発 言 事 項	発 言 要 旨
	<p>【認定第1号 平成20年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について】</p>	<p>反対討論。</p>

上 程 議 案 等

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議案第 14 号

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 21 年 8 月 24 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

(提案理由)

平成 21 年 5 月 29 日に成立した経済危機対策関係経費である平成 21 年度補正予算において、所得の少ない被保険者に対する保険料に係る被保険者均等割額の減額措置のための経費として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が措置されたことから、この減額措置を実施するために必要な条文の改正を行うものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

第6条第5号中「(平成19年政令第325号)」を「(平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。)」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第22号)附則第11条の規定に基づく広域連合が算定する平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の被保険者均等割額の減額(算定政令第10条第1項に規定する額を除く。)のための財源に充てる場合

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

議案第 15 号

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 58,312 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,012,994 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 8 月 24 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		2,000	58,312	60,312
	1 繰越金	2,000	58,312	60,312
歳入合計		954,682	58,312	1,012,994

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		320,443	61	320,504
	3 監査委員費	78	61	139
3 民生費		626,928	58,251	685,179
	1 社会福祉費	626,928	58,251	685,179
歳出合計		954,682	58,312	1,012,994

議案第 16 号

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 3 号）

平成 21 年度茨城県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 93,778 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 226,581,005 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 8 月 24 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		2,218,889	58,251	2,277,140
	1 一般会計繰入金	626,928	58,251	685,179
8 繰越金		3,931,569	35,527	3,967,096
	1 繰越金	3,931,569	35,527	3,967,096
歳入合計		226,487,227	93,778	226,581,005

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		627,219	58,251	685,470
	1 総務管理費	624,382	58,251	682,633
8 諸支出金		3,984,174	35,527	4,019,701
	1 償還金及び還付加算金	3,984,174	35,527	4,019,701
歳出合計		226,487,227	93,778	226,581,005

認定第 1 号

平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、平成 20 年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

平成 21 年 8 月 24 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中 田 裕

一般会計

平成 20 年度 茨城県後期高齢者医療広域連合

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		866,941,000
	1 負 担 金	866,941,000
2 財 産 収 入		111,000
	1 財 産 運 用 収 入	111,000
3 繰 入 金		1,696,000
	1 基 金 繰 入 金	1,696,000
4 繰 越 金		49,744,000
	1 繰 越 金	49,744,000
5 諸 収 入		10,504,000
	1 預 金 利 子	258,000
	2 雑 入	10,246,000
歳 入 合 計		928,996,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
866,940,985	866,940,985	0	0	△15
866,940,985	866,940,985	0	0	△15
110,149	110,149	0	0	△851
110,149	110,149	0	0	△851
693,000	693,000	0	0	△1,003,000
693,000	693,000	0	0	△1,003,000
49,744,448	49,744,448	0	0	448
49,744,448	49,744,448	0	0	448
11,350,170	11,350,170	0	0	846,170
1,138,011	1,138,011	0	0	880,011
10,212,159	10,212,159	0	0	△33,841
928,838,752	928,838,752	0	0	△157,248

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,435,000
	1 議 会 費	1,435,000
2 総 務 費		358,507,000
	1 総 務 管 理 費	358,215,000
	2 選 挙 費	221,000
	3 監 査 委 員 費	71,000
3 民 生 費		564,942,000
	1 社 会 福 祉 費	564,942,000
4 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
5 諸 支 出 金		111,000
	1 基 金 費	111,000
6 予 備 費		4,000,000
	1 予 備 費	4,000,000
歳 出 合 計		928,996,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
885,464	0	549,536	549,536
885,464	0	549,536	549,536
341,789,026	0	16,717,974	16,717,974
341,641,252	0	16,573,748	16,573,748
80,948	0	140,052	140,052
66,826	0	4,174	4,174
523,431,970	0	41,510,030	41,510,030
523,431,970	0	41,510,030	41,510,030
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
110,149	0	851	851
110,149	0	851	851
0	0	4,000,000	4,000,000
0	0	4,000,000	4,000,000
866,216,609	0	62,779,391	62,779,391

歳入歳出差引残額

62,622,143 円

平成 21 年 8 月 24 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 負 担 金		34,197,137,000
	1 市 町 村 負 担 金	34,197,137,000
2 国 庫 支 出 金		66,767,114,000
	1 国 庫 負 担 金	47,023,157,000
	2 国 庫 補 助 金	19,743,957,000
3 県 支 出 金		15,990,591,000
	1 県 負 担 金	15,990,590,000
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1,000
4 支 払 基 金 交 付 金		83,088,273,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	83,088,273,000
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		18,215,000
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	18,215,000
6 財 産 収 入		1,951,000
	1 財 産 運 用 収 入	1,951,000
7 繰 入 金		1,273,408,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	564,942,000
	2 基 金 繰 入 金	708,466,000
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 県財政安定化基金借入金		1,000
	1 県財政安定化基金借入金	1,000
10 諸 収 入		34,778,000
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2 預 金 利 子	1,000
	3 雑 入	34,774,000
歳 入 合 計		201,371,469,000

歳入歳出決算書

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
34,391,575,933	34,391,575,933	0	0	194,438,933
34,391,575,933	34,391,575,933	0	0	194,438,933
70,004,023,093	70,004,023,093	0	0	3,236,909,093
49,028,303,024	49,028,303,024	0	0	2,005,146,024
20,975,720,069	20,975,720,069	0	0	1,231,763,069
16,248,597,746	16,248,597,746	0	0	258,006,746
16,248,597,746	16,248,597,746	0	0	258,007,746
0	0	0	0	△1,000
82,005,407,000	82,005,407,000	0	0	△1,082,866,000
82,005,407,000	82,005,407,000	0	0	△1,082,866,000
18,215,415	18,215,415	0	0	415
18,215,415	18,215,415	0	0	415
1,950,029	1,950,029	0	0	△971
1,950,029	1,950,029	0	0	△971
1,226,770,175	1,226,770,175	0	0	△46,637,825
523,431,970	523,431,970	0	0	△41,510,030
703,338,205	703,338,205	0	0	△5,127,795
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
21,756,671	21,756,671	0	0	△13,021,329
0	0	0	0	△3,000
20,270,720	20,270,720	0	0	20,269,720
1,485,951	1,485,951	0	0	△33,288,049
203,918,296,062	203,918,296,062	0	0	2,546,827,062

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		593,469,000
	1 総 務 管 理 費	472,925,000
	2 賦 課 徴 収 費	120,544,000
2 保 険 給 付 費		195,254,572,000
	1 療 養 諸 費	188,059,473,000
	2 高 額 療 養 諸 費	6,420,349,000
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	774,750,000
3 県財政安定化基金拠出金		160,115,000
	1 県財政安定化基金拠出金	160,115,000
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金		9,602,000
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	9,602,000
5 保 健 事 業 費		256,974,000
	1 健康保持増進事業費	256,974,000
6 基 金 積 立 金		4,886,055,000
	1 基 金 積 立 金	4,886,055,000
7 公 債 費		10,679,000
	1 県財政安定化基金償還金	1,000
	2 公 債 費	10,678,000
8 諸 支 出 金		3,000
	1 償還金及び還付加算金	3,000
9 予 備 費		200,000,000
	1 予 備 費	200,000,000
歳 出 合 計		201,371,469,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
545,309,455	0	48,159,545	48,159,545
449,878,156	0	23,046,844	23,046,844
95,431,299	0	25,112,701	25,112,701
193,869,212,062	0	1,385,359,938	1,385,359,938
186,755,357,829	0	1,304,115,171	1,304,115,171
6,339,304,233	0	81,044,767	81,044,767
774,550,000	0	200,000	200,000
160,115,000	0	0	0
160,115,000	0	0	0
9,153,219	0	448,781	448,781
9,153,219	0	448,781	448,781
215,159,787	0	41,814,213	41,814,213
215,159,787	0	41,814,213	41,814,213
4,886,053,412	0	1,588	1,588
4,886,053,412	0	1,588	1,588
1,600,877	0	9,078,123	9,078,123
0	0	1,000	1,000
1,600,877	0	9,077,123	9,077,123
0	0	3,000	3,000
0	0	3,000	3,000
0	0	200,000,000	200,000,000
0	0	200,000,000	200,000,000
199,686,603,812	0	1,684,865,188	1,684,865,188

歳入歳出差引残額

4,231,692,250 円

平成 21 年 8 月 24 日 提出

茨城県後期高齢者医療広域連合長 中田 裕

議員提出議案第 4 号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成 21 年 8 月 24 日提出

茨城県後期高齢者医療広域連合議会	議員	高 木 将
〃	議員	宇 野 進 一
〃	議員	井 上 清
〃	議員	加 藤 政 司

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 101 条の規定に基づく議会の招集又は茨城県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合議会条例第 24 号）第 11 条の規定に基づく委員会の招集に応じて、議会又は委員会に出席したときの費用弁償を支給するために、この条例案を提出するものである。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部
を改正する条例

第3条に次の1項を加える。

- 2 議員が招集に応じ、議会又は委員会に出席したときに支給する費用弁償の額は、別表に規定された額とする。ただし、公用車（茨城県後期高齢者医療広域連合を構成する市町村の公用車を含む。）により出席した場合の費用弁償は、支給しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

市 町 村 名	金 額
水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町	1,500 円
常陸太田市、常陸大宮市、鉾田市、石岡市、かすみがうら市、城里町、東海村	3,000 円
日立市、土浦市、潮来市、筑西市、桜川市、行方市	4,500 円
結城市、下妻市、龍ヶ崎市、常総市、高萩市、北茨城市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、守谷市、神栖市、つくばみらい市、大子町、美浦村、阿見町、八千代町	6,000 円
古河市、取手市、坂東市、稲敷市、河内町、五霞町、境町、利根町	7,500 円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の議員報酬等に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。